

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第35号

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

四日市市子どもの医療費の助成に関する条例（昭和48年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、子どもの保護者であって、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。ただし、当該子どもが生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子どもが国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による</p>	<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、子どもの保護者であって、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。ただし、当該子どもが生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合を除く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子どもが国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による</p>

被保険者又は規則で定める社会保険
(以下「社会保険」という。)の規
定による被保険者若しくは被扶養者
であること。

(助成の方法等)

第7条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、市長
は、子どもの医療費として受給資格者
に支給すべき額の限度において、その
者が医療機関等に支払うべき費用をそ
の者に代わり当該医療機関等に支払う
ことができる。

4 前項の規定による支払があったとき
は、当該受給資格者に対し医療費の助
成があったものとみなす。

被保険者又は規則で定める社会保険
(以下「社会保険」という。)の規
定による被扶養者であること。

(助成の方法等)

第7条 (略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四日市市子どもの医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給資格証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正)

4 四日市市障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年四日市市条例第9号)

の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる条件を満たす障害者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者又は<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(助成の対象)</p> <p>第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる条件を満たす障害者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者又は<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正後の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 6 四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和52年四日市市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「一人親家庭」とは、未婚の女子若しくは男子(婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の者は除く。)又は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」とい</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「一人親家庭」とは、未婚の女子若しくは男子(婚姻の届出をしていない事実上婚姻関係と同様の者は除く。)又は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」とい</p>

う。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子(以下これらを「母」と総称する。)若しくは同法第6条第2項に規定する配偶者のない男子(以下これらを「父」と総称する。)が、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の規定により、現に18歳未満の者(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を扶養している家庭をいう。

(助成の対象)

第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる条件を満たす一人親家庭の母及び一人親家庭の父とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者又は四日市市障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年四日市市条例第9号)の規定による医療費の助成を受けることができる者を除く。

(1)から(3)まで (略)

う。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子(以下これらを「母」と総称する。)若しくは同法第6条第2項に規定する配偶者のない男子(以下これらを「父」と総称する。)が、民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の規定により、現に18歳未満の者(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。以下「児童」という。)を扶養している家庭をいう。

(助成の対象)

第3条 この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号に掲げる条件を満たす一人親家庭の母及び児童並びに一人親家庭の父及び児童並びに法附則第3条第1項に規定する父母のない児童とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者若しくは四日市市障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年四日市市条例第9号)の規定による医療費の助成を受けることができる者を除く。

(1)から(3)まで (略)

(四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 前項の規定による改正後の四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成から適用し、

同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(こども未来部こども保健福祉課)